

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、和木町防災会議が作成する地域防災計画のうち、町内における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、町民が、その有する全機能を有効に発揮する事により、かけがえのない町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、町の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく和木町内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを補完し修正する。

3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 町 和木町
- (5) 消防組合 岩国地区消防組合
- (6) 県 山口県
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (9) 町防災計画 和木町地域防災計画
- (10) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 防災に関する組織及び実施責任

本編第1編第1章第4節「防災に関する組織及び実施責任」を準用する。

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

本編第1編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置」を準用する。

第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に従い、都道府県は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業5箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、平成23年度を初年度とする第4次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第6節 地震防災戦略

東南海・南海地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、県及び関係市町は、国が策定した、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。

また、地震防災戦略が対象とする東南海・南海地震等大規模地震以外の地震についても、県及び市町は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。